

企画3

日本・同性婚法制化へのみちしるべ ～訴訟のこれまでとこれからについて～

開催：2020年12月12日

場所：ウェビナー開催

共催：くまのみ、クツシタカラ、グローバル・コンサーン研究所

寺原 真希子

弁護士（日本・NY州）。日本弁護士連合会「LGBTの権利に関するプロジェクトチーム」、同「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律検討プロジェクトチーム」及び東京弁護士会「セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム」の各委員として、セクシュアル・マイノリティの人権擁護に努める。近年は、特に、「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京弁護団共同代表及び一般社団法人 Marriage For All Japan 代表理事として、同性婚の法制化の実現へ向けて尽力中。

皆様、こんにちは。今日は同性婚法制化へのみちしるべということで、訴訟の話とそれを取り巻くキャンペーンの話をしていただこうと思っています。

まず、訴訟の現状ですが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟というタイトルで訴訟を行っています。「同性婚」というと、今までにない特別なものを特別な枠組みで作るような誤解を受けますが、そうではなくて「今ある婚姻制度の中に単に同性カップルも入れてね」というだけの話なので、同性婚という言葉は訴訟のタイトルとしては使っていません。それから、婚姻をしないとカップルとして正当ではないということではもちろんないので、「結婚をすべての人に」ではなく、少なくとも選択肢をくださいという意味で、「結婚の自由をすべての人に」としました。

この訴訟は、同性カップルに婚姻が認められていないことが憲法違反であるということを正面から問う、日本で初めての訴訟です。昨年2月14日、バレンタインデーに、札幌・東京・名古屋・大阪で一斉に13組のカップルが提訴しました。その後、福岡のカップルも加わって、現在、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の5つの裁判所で進行中です。札幌が一番進んでいて、今年の8月には、「尋問」という、よくテレビで見る法廷で本人が話をし、相手方が反対尋問をしたりするものですが、それが行われました。そして、来年3月17日に札幌地裁で日本初の判決が言い渡されることになっています。トランスジェンダーカッ

プルによる追加提訴も予定されています。現在進行中の訴訟の原告の方々は、同性愛者あるいは両性愛者で、性的指向が同性あるいは両性に向いているという方々ですが、来年提訴が予定されているのは、トランスジェンダー男性（生物学的には女性だけれども、性自認が男性という方）と、生物学的にも性自認も女性である方のカップルで、このカップルも法律上は同性同士になるので、やはり結婚することができないという、同じ問題が生じています。

では、どんな主張をしているのかというと、大きく分けて2つあります。1つは、婚姻の自由の侵害です。憲法24条には、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と書いてあります。婚姻をするかどうか、するとして誰とするかは、自分で決めるべき事柄であることを定めたものです。この趣旨からすると、結婚は異性カップルに限られるべきということ定めたものではなく、同性カップルにも同じように自己決定権が保障されるべきなのに、それが今は行使できない状態にあるから、24条1項違反ですね、という主張です。2つ目が、平等原則違反です。憲法14条には「全て国民は、法の下に平等で、差別されない」と書いてあります。しかし同性カップルは婚姻ができない。なんで婚姻できないかというと、性的指向が同性に向いているためなのです。それによってどんなことが生じているかというと、法律婚をすると、実はとてもたくさんの権利、義務、優遇措置がくっついてきます。民法にもたくさん関連規定があるし、税法上も、社会保障もそうです。そのような様々な権利・利益が、婚姻ができないことによって認められていないというわけです。

それに加えて、同性カップルに結婚が認められていないということは、国が二人の関係性を認めていないということの意味します。国が認めていないから普段の生活でも彼らの関係を認めなくても良いのだと、同性カップルというのは異性カップルとは違う2級市民なのだという間違った差別・偏見がこれによって助長されています。日々日々、そういう存在として個人の尊厳が侵害され続けているということ、それ自体もとても大きな差別だと思っています。こういう甚大な不利益が生じるような差別をすることが、セクシュアリティがマイノリティであるということを理由に正当化できますかと、いや、それは正当化する理由にならないですよ、ということを主張しています。

同性同士の結婚は憲法で禁止されているのではないかと、たまにそういう誤解があるので、一応確認しておきたいと思います。24条1項が「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と書いていることから、「両性」は異性カップルを指していて、だから同性カップルの婚姻は憲法で禁止されているんだと、誤解している方がいますが、実は、憲法学者も政府自身も、同性婚を認めることが憲法違反だとは言っていません。というのも、昔の民法には家制度があったので、家長の同意がないと結婚できないということが規定されていました。が、結婚というのは、家同士の結婚ではなくて、当事者同士のものだというので、当事者の同意だけで結婚できることを保障したのがこの条項です。すると当時は、正直、同性同士の結婚について考えてもいなかったわけで、考えていないことを禁止することはできません。同性カップルの婚姻を認めることが憲法違反にはならないというのは統一された

見解で、法律を改正すれば足りるのであって、憲法改正の必要はないということを、まずは押さえておきたいと思います。逆に、先程申し上げたように、同性同士の結婚を認めていないことの方が憲法違反だということです。

被告である国が、訴訟でなんと主張しているかといいますと、大きく分けて3つあります。1つ目が、「婚姻制度の目的は、その夫婦がその間に生まれた子を育てながら、共同生活を送るという関係に対して、法的保護を与えることにある」というものです。結婚というのは子どもを産むこと、産んだ子を2人で育てることに目的があるということを言っています。考えればすぐにわかることですが、実際に法律婚をしている異性カップルで、お子さんを持たない、あるいは持つことができない方々がたくさんいらっしゃいます。それでも結婚はできている。生殖が本当に結婚の目的だとしたら、それは結婚の要件になっているはずですが、なっていないわけで、我々の理解としてもそういう理解ではないです。これは明らかにダブルスタンダードであって、異性カップルにはこういうことを言わないのに、同性カップルの話になると突然こういうことを言い出すのはおかしい、と反論をしています。

2つ目は、「同性愛者であっても、異性ととの結婚はできるから、同性愛者であるがゆえに婚姻ができないわけではない」という主張です。これは本当に信じられない主張ですけれども、原告の方々が求めているのは愛する人との結婚であって、愛してもいない異性と結婚ができるから問題ないというのは、完全に屁理屈です。

3つ目は、「婚姻によらずに1人の相手を人生のパートナーとして継続的な関係を続けることは可能だから、同性愛者の尊厳を傷つけているとは言えない」という主張ですが、これもズラした反論です。我々は婚姻したいと言っているのに、婚姻しなくても問題ないでしょと。結婚には、具体的な権利利益がたくさん伴う上に、結婚による二人の関係性の社会的承認という側面も実際にあるので、婚姻ができなくても何も問題はないでしょという理屈は成り立たない、と反論しています。逆にいうと、このような理論的に矛盾する反論しか国から出てきていないということは、これ以外の反論は逆にできないということなのだろうと思っています。

さて、訴訟の形態の話ですが、時々ご質問をいただくのが、どうして国家賠償請求なのかという点です。実は日本では、「この法律が憲法違反だということを宣言してください」という抽象的な訴訟の形は仕組みとして認められていません。そうではなく、具体的な権利侵害を言わなければならないので、同性同士が結婚できるための法律を作ることを国会が怠っていると、これを立法不作為と言うのですが、それによって損害を被っているから慰謝料を払って下さい、という形にしています。これはこの訴訟に特有の話ではなくて、憲法訴訟をしようとするとき出てくる話で、過去の憲法違反を主張した訴訟でも、多くがこの「立法不作為に基づく国家損害賠償請求」という形をとっています。ですので、別にお金が欲しくてやっているわけではなくて、この立法不作為の前段階として、憲法違反かどうかを必ず裁判所は判断しなければならないので、その判断をしてもらうのが狙いです。

先ほど、札幌地裁が一番進んでいますと言いました。札幌地裁で今年8月に行われた尋問の内容を、公開されている範囲で、少しご紹介したいと思います。

まずは、女性カップルの方々の本人尋問からの抜粋です。Cさんは母親から同性愛者であることを地元では言わないでほしいと言われました。Eさんは初めて地元の先生にカミングアウトしたときに、レズビアンであることはやめなさいと言われました。自身のセクシュアリティに悩み、自死まで考えたこともあったそうです。その中で、「国は私たちの存在を想定していないと言いますが、でも、今私たちはこの社会に実際に存在しています。結婚ができるようになったら、今までかけられることはなかった『おめでとう』という言葉をかけてほしいです」とお二人は法廷で仰いました。

それから、札幌地裁では、原告本人の尋問に加えて、原告のお姉さんの証人尋問も採用してもらっていました。そのお姉さんの話ですが「カミングアウトを受けたのは弟が30歳の時だったかと思います」。「これまで言えずに1人で抱えて辛かっただろうと思います。気づいてあげられなくてごめんねと伝えました」。その上で、「たかしが苦しんできたことを次の世代に引き継がないように、ここで断ち切ってほしいと思います」と法廷で仰いました。

今後のスケジュールですが、来年の3月に札幌地裁で判決があつて、他の地裁でもおそらく2021年のうちに続々と判決が出るだろうと予想しています。ただ、勝っても負けてもどちらかが控訴をすることになるので、2022年に高裁判決、2023年頃に最高裁でまとめて最終判断が下されるだろうと予想しています。あと2、3年かかるということになりますが、これはこの訴訟に限ったことではなくて、憲法訴訟は4、5年かかることが珍しくありません。

以上、訴訟の現状でした。次にキャンペーンの現状についてもお話したいと思います。一般社団法人 **Marriage For All Japan** というのが、私が共同代表をしている団体です。これは今までお話した訴訟を担当している弁護団とは別の組織です。弁護団は弁護士で構成されていて、訴訟を進行するのが目的で、私を含め全員が無償で取り組んでいます。一方、この **Marriage For All Japan**、マリフォーと言っていますけども、これは私のような弁護士もいますが、弁護士では行き届かないキャンペーンを進めるために、例えばコンサルティングの会社に勤める方や広報に詳しい方などにも入っていただいています。こちらも基本的に皆さん無償でやってくださっています。

マリフォーが何をしているかといいますと、大きく分けて3つあります。1つ目は、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の全面的支援です。例えばメディア対応です。司法のルートで違憲判決を獲得して、同性婚を実現するという活動です。2つ目は、民法さえ改正されればこの問題は解決するわけで、改正は国会で行われるものなので、国会議員の賛同者を増やすという活動、アドボカシーによる国会ルートでの同性婚実現という活動です。3つ目は、司法ルートや国会ルートで実現させるといっても、世論を喚起しないと裁判所も国会議員も心が動かないということで、世論喚起のための様々なイベント・情報発信・企業連携など

をしています。

この3つの活動を進めるために、10 くらいのチームに分かれて、本業がある中で皆で活動しています。今年の活動の中からいくつか例をご紹介しますと思います。

例えば、今年は新型コロナ感染拡大という状況を踏まえて、4月に緊急のアンケートを行いました。特に同性パートナーとの関係が法的に保障されていないために抱えている困難・不安等をお伺いしたところ、一番多かったのは、入院・緊急・万一の時に連絡がとれるか、家族扱いしてもらえるかという不安でした。結婚をしていれば、片方が意識不明な時に病院から病状を説明してもらったり、付き添いをしたり、あるいは手術の同意をする、といったことができますが、法律婚していない場合には、それができるかどうかは病院の裁量によります。コロナ感染の不安にそもそも晒されている中で、それに加えて、家族扱いしてもらえるか、一緒にいられるのかという不安が二重に被さってきているという状況が明らかになりました。それから、自分が感染した場合に、濃厚接触者等々ということで、例えば同性カップルで住んでいるとか、意図せぬカミングアウトになったりするのではないかという不安についても、多くの回答がありました。以上を踏まえて、政府や公的機関などに求めることは何かというアンケートもとったところ、「同性婚の実現」という回答が最も多かったので、マリフォーは5月に政府の方に要請書を提出しまして、同性パートナーをきちんと家族として扱ってくださいと求めました。

また別のプロジェクトで、レインボー国勢調査プロジェクトという活動も行いました。5年に1回、国が国勢調査を行っていて、これによって家族の実態などを把握して、国はそれをもとに様々な政策を作り上げています。この調査では、法律婚していなくても異性カップルであれば、事実婚の場合も含めて「配偶者」としてカウントしてもらうことができます。ただ、同性カップルが同じようにしてもらおうと思っても、それはカウントしてもらえないですね。きちんと実態を踏まえないと LGBT に対する色々な政策も適切に進まないですよ、ということで、きちんとカウントしてくださいという要請書も、マリフォーから政府に対して提出しています。

それからこの問題は人権の問題であると同時に、経済的なインパクトもあるということで、同性同士の結婚が法制化された場合の経済効果レポートの解説版を作りました。Open For Business という海外の団体があって、そこが LGBT に関する色々なデータ・統計を取って、こういうレポートを出しています。今回は、日本の状況に照らして分析をしてもらいました。色々興味深いデータがありますが、1個だけご紹介すると、1990年から2004年の25年にもわたる、120カ国以上を対象にした調査によると、同性婚など LGBT に関する法制度が1つ整備されると1人あたりのGDP1,694ドル程度高くなっているという相関関係があることが分かっています。

同性同士の結婚が認められていない、つまり、私生活が安定してなくて、カミングアウトもなかなか出来ない世の中であると、会社の中でも嘘をつかなければならない状況に追

いやられます。例えば、週末何したのと言われて、本当は同性である彼と映画に行ったと言いたいけど言えない、ということで、コミュニケーション自体が取りにくいということは皆さん仰っていて、そんな中でパフォーマンスを職場で100%発揮できるかということ、なかなかそれは難しいと、そういうことは容易に想像がつかます。また、海外で同性同士の結婚が法制化されているところで住んだ方が、権利がきちんと保護されていて、過ごしやすいで、優秀な方が海外に出ていったり、あるいは、海外から日本に来ないということが実際に起こっています。そのようなことを踏まえると、このGDPsに関する経済効果データは、十分納得できるものだと思います。

先月記者会見しましたが、結婚の平等に賛同する企業のためのプラットフォームとなるウェブサイトを作りまして、会見の時点で134の企業・団体が賛同しています。パナソニック社・日本コカ・コーラ社と一緒に記者会見をさせていただきましたが、企業というのは一人一人の社員や関係者で成り立っているものですから、その人たちが私生活も安定して幸せでいることは、企業にとっても重要なことです。

それから、日本では11月22日を「いい夫婦の日」と読んでいますが、今は、漢字の「いい夫婦の日」なんですよね。異性カップルに限定せずに、いろんな「ふうふ」がいていいんじゃないということで、ひらがなの「いいふうふの日」にしていこうというプロジェクトを開始しました。これについては、ウェディング業界から複数の企業がお金を出してくださって、動画を制作することができました。同性同士の結婚が法制化された場合の同性カップルの結婚式を題材とした動画で、家族や親戚や企業の上司が「おめでとう」というコメントを寄せる様子が動画になっています。今はフィクションですが、これがフィクションでなくなる日を一日でも早く実現したい、という思いで作ったものです。

それから、マリフォー国会という院内集会を毎年行っています。院内集会というのは、永田町にある衆議院の議員会館の中で開催するもので、与野党を問わず、国会議員の方々に来ていただいて、原告や支援者から、同性同士の結婚が認められるための法改正を訴える、というものです。先週のマリフォー国会は、コロナ禍ということで支援者の方々にはオンラインでYouTube視聴していただいたんですけども、リアルタイムで2万8千人の方が視聴して下さり、関心が高まっていることを感じました。

最後に、原告さんの生の声に立ち返って考えていただきたいなということで、東京訴訟の第一回期日で原告さんたちが語ったことから、少し抜粋してご紹介をしたいと思います。まず、小野さんです。女性カップルのお一人ですが、「共に泣いて、笑って、悩んで、喧嘩もして、共に子どもを育ててきました。それなのに、なぜ法律で家族であると認めてもらえないのでしょうか。なぜ、世の中の男女の夫婦の家庭だけが、家族であるとされるのでしょうか。私たちのような家族は、特別なものではありません。北海道から沖縄まで、全国のあらゆる街に暮らしています。知られていないのは、子どものために、目立たないように静かに暮らしているからです。すでにいる多くの家族のことを、無視しないでほしい、いないものに

しないでいただきたいのです」と法廷で語られました。

また男性カップルのうちのお一人ですが、佐藤さんは、「私は、HIV 以外にも病気を抱えており、寿命はあと 10 年あるかどうかだろうと覚悟しています。天国に逝くのは私の方が先だろうと思っていますが、最期の時は、お互いにふうふとなったパートナーの手を握って、『ありがとう。幸せだった』と感謝をして天国に向かいたいです。私のパートナーは今日、原告席には座っていません。それは、会社や家族に、ゲイであることを打ち明けていないからです。パートナーが書いたコメントを紹介します。『顔出しをしないで原告になっていますが、本当はパートナーと一緒に、いつも通りに並んでいたいのです。ただ、それが出来ないのが現状です。でも、この裁判で勝って、最後には顔を出して、笑って終わりたいです』と話されました。

札幌地裁では本人尋問が実施されましたが、私が弁護団でもある東京訴訟の裁判長は、本人尋問は必要ないと言っています。その理由として、原告の方々の個別の事情、つまり、今まで生きてきて何が辛かったとか、同性婚がなくてこんなにも辛い思いをしてきたというエピソードですね、そういうものはこの裁判をする上で「夾雑物」だから必要ないと言いました。私初めて夾雑物という言葉を知って、その後辞書で調べたんですが、邪魔だ、余計なものという意味でした。我々としては、いやいや、原告の方々の本人尋問は必要ですよ、と。これは個人の尊厳が侵害されているという訴訟なので、どういうふうに侵害されているかということは、実際に原告さんに聞かないとわからないですよ、ということを弁護団としてこれまで繰り返し説得を試みてきたのですが、12月2日に行われた直近の期日でも、やっぱり気持ちは変わっていないと、尋問は必要ないと考えていると裁判長が仰ったので、これは皆さんのご協力が必要だということで、先日、緊急記者会見をしました。どういう記者会見かというと、本人審問をさせてくださいという署名をお願いするものです。原告ご本人だけでなく、みんなが見ていますよということを裁判長に示すべく、たくさんの署名を集めて提出したいと思っていますので、ぜひご協力をお願いできればと思います。

学生との対話

質問1 学生A

同性婚の法制化のために寺原さんが今のような活動をされるようになったきっかけとなった出来事ってというのは何かあったのでしょうか。

個人的な話になりますが、私が育った家庭環境が影響しているかなと思います。私が育ったのは所謂DV家庭で、物心ついた頃から父親がお酒を飲むと母親に暴力を振るって、母親と私と弟の3人で隣の家に匿ってもらって、父親が寝静まった頃に家に帰るという生活を高3まで続けました。自分の無力さを痛感する幼少時代だったので、その時にもし法的な知識があったら、母のような女性を助けることができたんじゃないかという思いから弁護士になりました。最初は女性問題に取り組んでいて、今もやっているんですけども、あるとき、セクシュアル・マイノリティの方達の苦悩を知ったときに、共通すると思ったのが、女性の中にもセクシュアル・マイノリティの方達の中にも、自分らしく生きたいのに生きられない人がいるという点でした。今でも無力ですけども、微力ですけども、あの時よりは法的な知識があるので、これは女性問題と並行してこの問題もやっていこうと強く思ったというのが経緯です。

質問2 学生A

もし公表されていないってことでしたらお答えいただかなくて大丈夫ですが、寺原さんのいらっしゃる弁護士団のメンバーの方にもセクシュアルマイノリティではない、非当事者の方も多くいらっしゃるのでしょうか。

そうですね。私自身も異性愛者なので、セクシュアリティという意味ではマジョリティ側です。当事者・非当事者という言い方自体どうなのかと思うのですが、マジョリティかマイノリティかを問わず、皆で取り組んでいます。

質問2'

それをちょっと踏まえまして、私自身は比較的オープンな当事者ですが、だからこそのような企画とかその他活動に参加できるんじゃないかと感じていて、でもこれからはやっぱりセクシュアリティにおいてマジョリティの人やオープンではないマイノリティの人たちも同性婚法制化に向けた活動や行動ができるようになっていくことが大切だと思っています。このような流れを作っていくためにどのような取り組みが考えられるのでしょうか。

セクシュアル・マジョリティ側にいると、昔の私のように、マイノリティの方がどれだけ困っているか、苦しいかということに、そもそも無関心だという問題があると思います。なので、まずは知ってもらうことがすごく重要で、それは、裁判官もそうだし、国会議員もそう。その時に重要なのは、実感を持って知ってもらうということで、どうやったら実感を持って考えてもらえるかということ、それはやっぱり個人のストーリーだと思うんです。抽象的な「LGBT」ではなくて、この顔が見えているこの人がどういう人で、どういう人生を送ってきて、偏見があることでこんなに辛い思いをしているということ、発信できる人が発信をしていくということがすごく重要です。

公の場に顔が出せない人も多いと思いますが、そういう方も出来ることはたくさんあって、匿名で思いをツイートするとか、マリフォーのツイートを拡散するとか、家族に言える人は家族で話すとか、国会議員の方に手紙を書くとか。この国会議員への手紙は、セクシュアル・マイノリティでなくても、マジョリティの人でも、誰でも、学生でも、子どもでも、誰でも書いていいんです。どの国会議員も、基本的には自分の地元があって、選挙区があって、そこから選出されています。その地域に住んでいる人から、匿名でもいいので、自分はセクマイですと、あるいはセクマイじゃなくてもいいんですけど、同性婚がないことがこういうふう辛いと思うから、動いてください、応援してますって、そういう手紙を出すことで、自分の有権者の地域でもやっぱりニーズがあるんだということ、実感としてわかってもらえるきっかけになると思います。時々、残念ながら差別発言があって、この前もある区議が「周りにいない」ということを言ってましたけど、いるんだけど見えていないだけなんだということ、ぜひ手紙を書くという形で広めていただければと思います。

質問3 学生B

私自身も LGBTQ+であると思っていて、家族にも伝えてあります。その前提のもと家族と同性婚の話をした機会があって、家族からは「同性婚が認められたらそれってなんでもありじゃん」、「自分の中の結婚観とか、男性と女性が結婚するっていうのが今まであったのに崩れる」という非常に否定的なことを直接言われました。私自身に対しても「結婚できなくても養子縁組ができるではないか」、「同性婚とか出来る国もあるから、海外に行けばいいのでは」と言われました。家族に当事者がいても問題意識を持てる人ばかりではないと私自身経験して、それって本気で子どもに対して言えることなのかなって、すごく悲しかったです。でも、その発言に対して「やっぱり同性婚って必要だね」、「サポートとか賛同とかしていききたいよね」という、そこまで話を持っていけなかったことを今でもすごく悔やんでいます。寺原さんにお伺いしたいのは、非当事者の人に対して否定的な意見を持っている人に対して、説得させるためにはどういう話をしていけばいいのでしょうか。同性婚を法制化するにあたって、自分には関係ないと思っている人に、日本の社会にこういう良い影響をもたらされるんだよっていう話をしていくと、少しは身近に感じて、納得できるかなって思っ

たんですけど、その点について教えてください。

辛いですね。ご家族の方がどれくらい苦悩をわかってその発言をされたのかわからないんですけど、まず大前提として、マジョリティ側が認めてあげることではないんですよ、本来は。これは基本的人権の話であって、多数決で決める話では本来ないんです。一人一人の人権が守られるのは当たり前のことなので、それは本来周りの人が口出しできることではありません。

とはいえ、理解を深めていかないと国会で多数決を取れないわけですが、反対する人が挙げる理由の1つは、日本の伝統的な家族観が崩れるというものです。それって具体的にはどういうことですかって聞くと、具体的な話ではなくて、抽象的な不安感のようです。本当は比較考量の問題ではないんですけども、一方で自殺を考えるほど苦悩している人々がいて、その苦しみと、自分の中の家族観が壊れるという抽象的な不安感をあえて比較考量したら、どっちが重いんですかっていう話です。具体的にどんな不利益があなたにあるんですかと、逆に聞きたいなと思います。

養子縁組の話がでてきたので、その話もすると、同性カップルの間で養子縁組をしたら、法的な家族になるので、親と子として法定相続権がもらえたりします。ただ、配偶者としての権利・利益・義務が生じるわけではありません。あと、そもそも、親子になりたいわけじゃないんですよ。カップルでいたいのに、親子だっていう関係性は、根本的な解決にはなりません。

海外に行けばいいんじゃないかという点については、実際に日本を見限った人たちが海外に移ってます。私も残念ながら日本で嫌だなと思うこともあるけども、少しでも日本を好きになりたいっていうのがあってこういう活動をやっているというところもありますし、そもそも論として、海外に行けば守られていると言って突き放すのは、日本で暮らしたいと思っている人にとっては何の解決にもならないですよ。

最後のどんないいことがあるんですかという点なんですけど、挙げようと思えば、先程の経済効果レポートのように、一人一人の生産性が上がって、日本の生産性が上がって、国際的な競争力が高まってといった話はできますが、本質はそういう話じゃないと思うんです。私は当事者・非当事者っていう言葉を普段できる限り使わないようにしているんですけども、というのも私も当事者だと思っているからです。セクシュアリティ的にはマジョリティかもしれないけど、例えば、女性という意味では社会的マイノリティですし、男性であっても、例えば明日事故に遭ったり、親の介護が必要になったりして、今までとは違う生き方を迫られる局面が誰にでも訪れる可能性があります。

そういう時に、マジョリティの生き方だけが守られる社会だと、すごく生きにくい社会になってしまう。何らかの意味ですでに全員がマイノリティの側面を持っていると思うし、あるいはいつでもマイノリティになり得ると思うので、セクシュアル・マイノリティの方々が

生きやすい社会は、そうじゃない人たちにとっても生きやすい社会であるはずだと思うんです。当事者・非当事者って分け方自体がどうかと思っているので、そういう意味では、非当事者にとっていいことはなんですかと言われると、そもそも前提が違うような気がしてしまうのですが、例えば、隣にいる子ども、自分の子ども、将来の孫、あるいは友達、同僚が実は同性愛者だったんですと言ってきて、その人がすごく辛い思いをしていると知ったときに、平気でいられますかっていうと、やっぱりいられないと思うんですね、人って。そういう意味で、メリット・デメリットの話ではなくて、人として一緒に生きていくときにみんなが幸せな方がいいというのが本質ではないかなと思っています。

質問4 学生B

学生と同性婚というテーマはあまり語られていないテーマだと思っていて、同性婚を学生が考えるっていうことは、「結婚」のあり方を考えるだけでなく、例えば日本社会における同性愛に対する根強い差別であったり、男性・女性だけではないってことや、普通っていうことに関して考えるきっかけになるとして今回こういう企画をさせていただいたんですけども、寺原さんは、大学生・学生が同性婚について考える意義であるとか、大学や学校で議論する意義は何だと思われますか。

おそらく同性婚って1つのわかりやすい象徴であって、それはセクシュアル・マイノリティに関する偏見を考えるきっかけになると同時に、同じようにカテゴリー分けされている女性や、外国人や障がい者などにも通じる話であって、それに関する問題を考えるきっかけにもなると思っています。特に学生さんにとってことあれば、学生さんの持っている力はすごく大きくて、学生さんは考えが柔軟なので、学生の間で同性婚どう思う？と話しても、反対だっていう人は多分少ないと思います。そうではなく大人ですよ。大人を変えていって欲しい。その力が若者にはあると思います。先ほどのご家族の話からするとそんなに簡単じゃないかもしれないけど、でもたいていの親は、私も子どもがいる親ですけれども、自分の子どもが何かいうとそれはすごく響くんですね。それで、自分の中の偏見が見えて恥ずかしくなったりするんです。

自分の子どもが小学生で、PTAの会長を3年間やっていて、校長先生から弁護士だし人権の話ならなんでもいいので話してくださいと言われて、時間もらって体育館で話したことがあるんです。2年くらい前。4、5、6年生とその保護者と、あとオープンな会だったので地域の方々に話をしたとき、LGBTとはの話から、同性婚の話までやったんですね。終わった後に子どもたちからたくさん手が挙がって、すごくたくさん質問や感想が来て、その内容が、大人の前で講演すると、例えば本当にLGBTって8%もいるんですか、とかそういう質問だったりするんですけど、子どもたちにとって（LGBTが）いるってことは大前提で、明日クラスメートがLGBTだってカミングアウトしてきてくれたらどう具体的にサポート

すればいいですか、っていう質問だったりとか、あるいはこの話を聞くまで全然考えたことがなかったから知らない間に傷つけたかもしれないと思って反省しました、とか。そういう意見ばかりでした。

それが終わった後の大人の反応について話したくて今話したんですけど、終わった後ママさんたちがばーっと私のところに寄ってきて、実はこのプリントもらった時に、LGBTの講演は正直早いと思った、と。小学生にこんな話しなくていいと思った、と。だけど今日の話聞いて、かつ子どもたちの反応を見ていて、恥ずかしいと思った、と。子どもたちがこんなに純粋に当然のように多様性を話しているのに、自分たちの方が頭が凝り固まっていた、と。この話は保育園、幼稚園からした方がいいと。やっぱり自分の子どもたちの反応を見て変わったんですよ、一瞬にして。そういう経験を私は何度もしているので、だから自分の子ども、あるいは一般の若者が何を話しているかっていうのを、大人が見ることで、全然私が話すよりも10倍くらい意味があるので。それこそ国会議員の前に一緒に行ってもらって、ロビイングを一緒にしてもらおうとか。それは大きい話ですけど。なので、身近な大人を変えていくっていう力をぜひ発揮していただきたいなと思います。

質問5 学生C

いろいろな行動ができると思うんですけど、今自分ができる身近な行動の一つとしては、ツイッターなどのSNSを通じての情報の拡散などが思い浮かびます。でもその拡散したことによって本当に法制化に繋がるのかっていうのがすごく不安に思っていて。どうにかしたい、っていう気持ちはすごくあるんですけど、それが繋がるのかっていうのが不安に思っています。このような小さな行動からでも行なっていった方がいいのでしょうか。

素晴らしい、嬉しすぎる質問をありがとうございます。そんなふうに考えてくださっていたいて。回答は、ためになっています。完全に。その一個一個が。マリフォーも、まだまだ認知度低いんですけど、ツイートしています。そのツイート数を増やして、できる限りみんなに知って欲しい、フォロワー数が増えて欲しいということでやっていて、結局やっぱり地道にやっていくしかないんですよね。なので拡散していただくということはすごくためになっています。さっき皆さんにお願いした署名の話も、今日これを聞いてくださっている50何人の方が署名してくださったら、それはすごく大きな力だし、具体的にこの署名で言えば裁判所に提出しますから。訴訟に直接的に関係しているわけです。実はそれとは別に、同性婚自体の署名っていうのもやっていて、今何万人かいただいていますけど、それもどこかで区切って裁判所とか国会議員とか、色々出したいと思っているので、一個一個の署名とか、一個一個のツイートの拡散は、具体的に使われていくことが想定されているものです。

マリフォーや原告の方々は、残念ながらバッシングも受けているんですよね。勇気を出して

原告になってくださっている。原告に限らず勇気を持って活動してくださっている方々へのバッシングはあるので、1人でも多くの方がリツイートしてくれるっていうのをみんな見ているので、不安で。そういう人たちの勇気づけ、励まし、我々もそうですけどね。支援者が多ければ多いほど、嬉しいので、二重にためになっています。なので、ぜひお願いします。

質問6 申し込みフォームより事前に受けた質問

この方は、イギリス人男性のパートナーの方と、イギリスの法律の下、東京のイギリス大使館で同性婚の手続きをされた方なのですが、日本で同性婚が実現することにより、パートナーの在留資格も、配偶者ビザも取得できるようになることに期待しています。また、日本の異性間の夫婦別姓の問題や親権の問題にも不平等を感じており、この同性婚によりいろいろなことの問題解決につながると思っていますが、寺原さんはいかがお考えでしょうか。

まず前提として、今の方の置かれている状況ですけど、外国人の方のパートナーがいらっしゃる日本人の方ですよ。日本は同性婚が認められていないので、外国人のパートナーの方が日本人のパートナーと日本に住もうと思った場合、配偶者ビザが出ないわけですよ。なので、就労ビザとか、学生ビザとかというのをもらわなくてはいけなくて、逆にいうと仕事がなくなったらもう一緒に住めない。学生でなかったら一緒に住めない。かなり不安定な状況なんですよ。配偶者ビザが出ればかなり安定するので。おかしいのが、異性カップルで法律婚をしていない場合、異性カップルで事実婚の場合、外国人と日本人の異性愛で日本に住もうと思ったら、配偶者ビザがやはり法律上出ないんですよ。法律婚じゃないから。ただ事実婚っていうことはすごく勘案されて、他の特別許可っていうのは通常出ます。なので、法律婚してなくても、異性カップルの方がこの場合も優遇されている。ということで、今かなりおかしな状況になっているので、同性婚が成立すれば、配偶者として認められ、そういうことが基本的になくなる、ということでこの方が仰っている状況になるということですね。

後半の方のお話で、他のことにも波及するのではないかと、という。実は私は今ちょうど、選択的夫婦別姓訴訟の弁護団もしていて、まさしく今日もこのイベントの後に上告理由書を書かないといけないんですけど、さっきのご質問の通りで、別姓訴訟と共通しているんですね。あれも婚姻の自由の侵害と平等原則違反っていうことで、同じように婚姻をしたければしたい、選択肢が欲しい人にとって選択肢がないということなので、同性婚と別姓訴訟というのはかなり共通しているから、どっちが先かっていう話なのかな、と思っています。やっぱり同性婚のことを考えていると別姓の話にも気持ちが及ぶし、あるいはそれ以外の今日出ていないようないろんな社会の問題があって、あれはどうかな、これはどうかなって、考えるきっかけになると思うんですよ。なのでご質問の通り、波及効果はあると思っています。

質問7 申し込みフォームより事前に受けた質問

同性婚法制化や、パートナーシップの導入に至ったとしても、地方や保守的な地域社会では住民の理解や認知が追いつかず、結局形骸化したり、かえって導入した自治体の性的少数者と多数者というふうに分断されたり、多数者の反対や無関心を助長させたりしてしまうのでは、と心配になることがあります。住民の議論が高まらない中で、制度だけが整っていくのはなんだか心配なのですが、どうお考えでしょうか。

いい質問ですね。時々そういう不安だったり、あるいは反対する方が、まだ理解が追いついていないのに、制度だけができちゃうとそれは良くないのではないかと。まず理解をみんなに広めてから、制度を変えるのが筋じゃないかと、と言われることがたまにあるんですね。半分正しくて、半分違うと思います。私は両方、並行していくべきだと思っていて。というのは、もし理解がみんなに広まるまで待とうとすると、一体どれだけ待てばいいんだ、と。多分、9割とかの人が、理解するには、何十年とかかると思うんですよね。そこまで待てない。これでも遅いくらいで、日々傷ついて、日々自殺をする方がいらっしゃるのに。もう1日も待てないっていうのが一つあります。

あと、逆があると思うんですね。法制度が進むことで意識が進むということが、特に日本ではあって。例えば、セクハラ一つ考えてみても、今セクハラは誰でもダメなことだよ、と意識していると思うんですね。昔、みなさんからしたら想像つかないけど、30年くらい前は、セクハラって言葉がなかったし、セクハラが悪いっていうことは、男性もそうだけど、女性もあんまり分かっていなかった人もいるというか、しょうがない、と、思っていた。けども、セクハラって言葉ができて、それも裁判などがあつたりして進んだんです。今はガイドラインがあって、厚労省がダメだよ、って散々言っていると。そうすると、頭の中ではたとえこれくらいいいじゃん、肩触るくらいいいじゃん、ってもし思っている、それを口に出せない状況は少なくともありますよね。自分の中の意識も、やっぱダメなんだろうな、って変わっていくっていう。変な話、お上が、法制度が変わると、ああやっぱりだめなことなんだ、っていうふうには。あるいはこれは認めないといけないことなんだ、受け入れるべきなんだ、ということが浸透するすごく分かりやすい処方薬、っていうことはあるんです。そういう意味で、理解の増進はもちろん必要なんですけども、それは並行してやっていけばいいことかな、と。待つ必要はないかな、と、思っています。

質問8 当日チャットから受けた質問

先日20年間同棲していた同性パートナーが殺害された方の給付金をめぐる裁判の際に、同性間の共同生活が婚姻と同視できるとの社会通念が形成されていることが必要だが、裁定時に形成されていたとは言えない、という判決理由でとても悔しかったです。このような社会の

通念は裁判においてどのように図られているのでしょうか。他の裁判でも社会通念が理由なことはあるのでしょうか。

詳しい方の質問ですね。これ、マリフォーでも悔しくて、実はその日緊急ライブ配信をしました。マリフォーの弁護団の人と共通の人が弁護団に入っているのです。これは、例えば法律婚していて、配偶者が殺害された人は、残された方に国からお金が出るんですね。精神的だったり、経済的な慰謝という意味で。実は、異性カップルだったら事実婚にも出るんです。だから法律婚は絶対じゃないんですね。主旨が同じだからね、っていうことで。共同生活をしてきているから。だけど今回のこの事件は、同性カップルで、何十年も一緒に暮らしてきたけれど出なかったの、それは差別じゃないですか、ということで訴訟がされました。

名古屋地裁の判決で、今控訴中ですけど、そもそも同性婚が認められていないから、社会通念が同性カップルをそういう関係性と認めていないから、だからお金出せません、って言ったんですね。それは二重の意味でおかしくて、一つは社会通念は裁判所が判断するときに、そんな重視していいんですかっていう。国会とかは多数決の話だけど、さっきも申し上げたように、少数者の人権を守るのが裁判所の役割なので、そういう時に社会通念を持ち出したら、永遠に守られないですよ。永遠に多数決のままになっちゃうから。裁判所がそれを言ったらおしまいでしょ、っていうのが一つ。

二つ目は、社会通念は変わってきてますよね、っていう。同性婚は認められていないっていうのは、社会通念というよりも制度の問題で、それがおかしいから今争っているわけです。今パートナーシップ制度が全国各地でどんどんできていて、他の裁判では同性カップルも婚姻関係に準ずると認める判決も出ているんですね。企業とかでは福利厚生もどんどん進んでいます。明らかにこの5年くらいでものすごく進んでいるのに、それでも同性婚がないっていうことでダメだっていうなら、それはおかしくて、法律婚がなくても異性カップルは事実婚でもOKっていつてるんで。だから同性婚がないからっていうのを理由にするのはおかしいんですね。その二つの理由でおかしかったの、やっています。

とはいえ社会通念を裁判所が気にするということは事実なんですね。他の裁判でも社会通念って言い方はしませんが、国民の意識とか、社会の雰囲気というのを明示的に最高裁も言います。それは、婚姻制度とか相続制度とか、根幹に関わる制度だから、みんながどう思っているか、最高裁の判決の中には世論調査とかも出ます。なので、無視はできないので、じゃあ社会通念を変えてやろうじゃないか、と。我々ががんばっていくしかないね、ということをお話しました。ぜひ今日聞いてくださっている中で共感していただける方がいたら、社会通念と一緒に変えていきたいな、と。